

中央人民廣播電台の 少数民族語放送について

柴田 孝

はじめに

現在、中国の放送事業を統括し、放送行政を管轄しているのは、「国家廣播電影電視總局」(ラジオ・映画・テレビ總局)である。これは、一九九八年三月の第九期全国人民代表大会第一回會議で審議・採択された「國務院機構改革案」に基づき、従来の「廣播電影電視部」(ラジオ・映画・テレビ省)からテレビ・ネットワークの政府管理職能を切り離した上で再編された、國務院直屬の機關である。^①そしてその下に、国内向けに全国放送を実施しているラジオ局の中央人民廣播電台(CNR)とテレビ局の中央電視台(CCTV)、日本語放送ほか四十三言語で放送を行っており、「北京放送」としても知られている国外向けラジオ放送局・中国國際廣播電台(CRI)

などがある。^②

また、このほか、各地域においても放送が行われており、これらは各省、自治区、直轄市、州、県などといった地方政府の所管となっている。

一九九六年末現在、中国のラジオ局は千二百三十八局に達しており、一九八二年末の百十八局と比較しても、その急増ぶりには目を見張るものがある。^③

急増の契機となったのは、一九八三年四月に北京で開催された「第十一回全國ラジオ・テレビ工作會議」である。その席上、「市、県レベルにも放送局を開設する」という方針が打ち出されたことにより、全国的にラジオ局が急増したわけだ。^④

ところで、これらの放送で使用される言語は、当然のことながら標準中国語(普通話)^⑤が大部分を占めているが、広東、上海、福建など、地域によってはその地方の方言が使用されることもある。方言とはいえ、これらは言語学的に分類すると、いずれも「漢語」というカテゴリーに分類されるという点では一致している。

しかし、それとともに注目には値するのは、中国が多民族国家であるという実情を反映して、辺境地域はもちろんのこと、中央政府の所在地たる北京においても、数種

類の少数民族の言語による放送が行われているという点である。

従来、中国の放送全般についてはいくつかの資料がわが国でも出版されており、それによって概略を知りうることができた。^⑥しかし、中国の少数民族放送については、これまで詳細な分析がほとんど試みられてこなかった感がある。少数民族言語による放送、とりわけ首都・北京にある中央人民広播電台の少数民族語放送は、中央の政策が直接及ぶ民族語音声メディアとして位置づけられ、中国の少数民族政策とも関連する点が少なくないだけに、中国における少数民族問題の一側面をうかがう上でも考察に値するものと思われる。

本稿は、以上のような認識に立ち、中央人民広播電台の少数民族語放送を例に、その沿革と概況を紹介し、あわせて中国の少数民族政策、少数民族問題などと放送との関連性を検討しようとするものである。

注

- (1) 『RPP旬刊中国内外動向』一九九八年第十号（四月十日）および一九九八年第十一号（四月二十日）。
- (2) CNR、CCTV、CRIはそれぞれ“China National

Radio” “China Central Television” “China Radio International” の略。

- (3) 『近隣諸国放送要覧 一九九八年版』（アジア放送研究会 一九九八年）四十八頁。

- (4) 一九八三年四月十日、新華社電。

- (5) これ以降、特にことわりのない限り、本稿に登場する「放送」という用語は、ラジオ放送に限定される。

- (6) たとえば、アジア放送研究会編『中国の放送受信の手引き』（アジア放送研究会、一九八四年）、日本放送協会放送文化研究所『NHKデータブック 世界の放送』（日本放送出版協会、隔年刊）や林俊男・山本賢二編著『中国の放送を聞くための基礎知識』（大学書林、一九八六年）など。

中国の少数民族とその言語

中国の少数民族言語によるラジオ放送について言及する前段階として、まず、中国の少数民族とその言語、言語政策について簡単に整理しておきたい。

陸上の国境線だけでも約二万一千キロを有し、ロシアやインド、ベトナムなど十四カ国と隣接している中国には、現在、主体民族である「漢族」のほか五十以上の「非・漢族」が暮らしている。一九九〇年の第四回全国

人口調査（センサス）の統計によると、その総数は九千五十六万七千二百四十五人であるが、中国の総人口十一億三千五十一万六千三百三十八人（うち漢族・十億三千九百八十七万五千四百八十八人）からみると、その割合は八・〇一％を占めるにすぎない。このように、中国にあつては圧倒的多数の漢族に対して非・漢族は少数であるため、通常、総括的に「少数民族」と称される^①。

現在、日常的に漢語を使用する満族と回族を除き、各少数民族はそれぞれの言語を有している。それらの系統は漢・チベット語族（三十民族）、アルタイ語族（十八民族）、南アジア語族（三民族）、インド・ヨーロッパ語族（二民族）、マライ・ポリネシア語族（一民族）、語族未定（二民族）と多岐にわたっている。このうち、中華人民共和国成立以前から独自の文字を有していたのは、ウイグル、イ、蒙古、チベット、朝鮮、カザフ、タイ、シボ、チンポー、オロス、キルギス、ナシ、満などの民族で、ウイグル、カザフ、キルギスはアラビア字母を基礎とした文字、蒙古、満、シボは回鶻（古代ウイグル）字母を基礎とした縦書きの文字、イは象形文字を母体とした音節文字、チベットはインドのサンスクリット字母をもとにつくられたチベット文字、タイはビルマ字母やクメール

ル字母などと系統を同じくする表音文字、朝鮮はハングル、チンポーは十九世紀末にラテン文字をもとにつくられた文字、ナシは象形文字の一種である東巴（トンバ）文字、オロスはキリル文字を使用している。これに対し、かつて固有の文字を持たなかったチワン、ミャオ、プイ、トンなどの民族には、中華人民共和国成立後、ローマ字を基礎とした新文字が制定されている。その他の民族は、系統の近い民族あるいは居住環境により影響の受けやすい民族の文字を使用するか、漢字を使用することが多い。ただし満族は、先述の通り日常的に漢語を用いるため、文字の面でも漢化が著しく、ナシ族の中にも東巴文字を現在も使う人はほとんどいない^②。

このような「多民族・多言語」という実情を反映して、中国では、少数民族が各民族の言語・文字を発展させる政策がとられている。

毛沢東は早くも一九三八年に、「少数民族の文化、宗教、習慣を尊重し、かれらに漢文・漢語の学習を強要すべきでないのみならず、かれら自身の言語・文字を用いて行う文化教育の発展に協力しなければならない」と指摘している^③。毛沢東のこうした考えは、一九四五年度の「（少数民族の）言語、文字、風俗、習慣、宗教信仰は尊

重しなくてはならない」という発言においても本質的には変わっていない。⁽¹⁾

そして今日では、『中華人民共和國憲法』の第四条に、「各民族は自己の言語・文字を使用し発展させる自由を有⁽²⁾」すると明記されているほか、少数民族政策の基本的綱領である『中華人民共和國民族区域自治法』でも、「民族自治地方の自治機関は当地の各民族が独自の言語・文字を使用・発展させる自由を保障⁽³⁾」する（第十条）、「民族自治地方の自治機関は職務を遂行する際、当該民族自治地方の自治条例の規定に基づき、当地で通用する一種あるいは数種の言語・文字を使用する」（第二十一条）といった条文が盛り込まれるなど、法制度の面で具体的に規定が定められている。⁽⁴⁾

これらを受けて、自治区、自治州、自治県といった民族自治地方を中心に、少数民族語による教育が行われているほか、新聞・雑誌の出版、ラジオ・テレビ放送が行われている。とくに出版、放送については、『中華人民共和國民族区域自治法』の第三十八条にある「民族自治地方の自治機関は、自主的に民族様式または民族の特徴を有する文学、芸術、報道、出版、放送、映画、テレビなどの民族文化事業を発展させる⁽⁵⁾」という条文などにお

いても、その発展が奨励されている。

注

(1) 中国には、これ以外に、固有の民族として認められていない「未識別の人々」が七十五万人余、中国籍に入った外国人が約三千人いるとされる。

(2) 拙稿「少数民族」『中国総覧』一九九八年版（霞山会、一九九八年）五十四～五十五頁。

(3) 毛沢東「論新階段」（一九三八年十月十二日～十四日）『民族問題文獻匯編』（中共中央統戰部編、中共中央党校出版社、一九九一年）五百九十五頁。

(4) 毛沢東「連合政府について」（一九四五年四月二十四日）『毛沢東選集（日本語版）第三卷』（外文出版社、一九六八年）三百六十六頁。

(5) 国家民委辦公庁・政策司・政策研究室編『中華人民共和國民族政策法規選編』（中国民航出版社、一九九七年）二十八頁。

(6) 同（5）、三十八～四十七頁。

(7) 一九九九年十月現在、自治区は内蒙古、新疆ウイグル、広西チワン族、寧夏回族、チベットの五つ。自治州は全国に三十カ所、自治県は全国に百二十一カ所ある。ただし、内蒙古自治区に設置されたオロチョン自治旗、エヴェンキ族自治旗、莫力達瓦ダフル族自治旗の三カ所のみ、「自治県」とは呼ばず、「自治旗」と呼ぶ。

(8) 『中国民族統計 一九九八』（民族出版社、一九九八

年)によると、一九九七年現在、少数民族文字による新聞・雑誌の種類はそれぞれ、八十八種、百八十四種にのぼっている。ただし、どの言語で何種類発行されているかなどといった詳細の分類は、同書ではなされていない(同書、五百四十五頁)。

(9) 同(5)、四十四頁。

中央人民広播電台の少数民族語放送

中央人民広播電台は中国の国営中央ラジオ放送局として、国内向けに七つの系統で放送を行っており、その第四系統が少数民族語の放送となっている。

中央人民広播電台の前身は、一九四〇年十二月三十日に誕生した「延安新華広播電台」である。^①延安新華広播電台は当時の戦局に伴い、陝西省、河北省などに移転、その後四九年三月二十五日には北平に移転して「北平新華広播電台」と改称、全国向けに放送を行う中央級の放送局となった。同年九月二十七日、北平が「北京」と改められたことに伴い、局名も「北京新華広播電台」となり、十月一日の中華人民共和国成立時には「中華人民共和国がここに成立した」という毛沢東の宣言を生中継している。^②この年の十二月五日、北京新華広播電台の名称

は「中央人民広播電台」に改称され、現在に至る。当初は漢語(中国語)だけで放送が行われていたが、^③一九五〇年に入って、少数民族語による放送が開始された。^④

抗日戦争、国共内戦で激しい戦いを繰り広げ、中国大陆における政治権力を獲得した中国共産党にとって、中央政府の政策を辺境の少数民族にまで徹底して宣伝することは、国家統一、あるいは国民統合という側面から見ても大きな課題であったといえよう。一九四九年当時、中国を取り巻く社会環境は、国際的には米ソという二大陣営の間での激しい対立が生じ、国内的には相前後して復興建設と複雑な民主改革が進められているというものであった。こうした情勢のもとで、少数民族地区に対する宣伝事業が至急に必要とされるようになり、国家新聞総署では一九五〇年三月二十九日、全国報道事業会議を開催、中央人民広播電台にチベット語、蒙古語、朝鮮語の各放送を新たに加えることを決定した。^⑤

この決定を受け、一九五〇年五月二十二日、少数民族語放送の先鞭を切ってチベット語放送が開始された。そしてその約三ヶ月後の八月十五日には蒙古語放送が始まり、五六年七月六日には朝鮮語放送が開始された。さらに、同年十二月十日にはウイグル語放送が始まり、翌五

七年十一月十一日にはチワン語放送が追加された。当初から朝鮮語放送のスタッフとして加わっていた金揚澄、朴千均らは、当時の状況を次のように説明している。

「当時の朝鮮語放送は、主に党中央の路線、方針、政策と国家の政令、法令、施策を宣伝、解説して国内外の重要なニュースを報道し、経済文化建設の成果と経験を紹介した。ゼロから始める仕事だったので、経験がなく、人員も不足していたために、番組に不備な点が多かったものの、朝鮮語放送が誕生したという事実だけでも、われわれの同胞たちに限らない喜びと力を与えた。多くの聴取者はこの放送を、単なる放送としてのみ見なしていたのではなく、民族平等政策の恩恵によるわが民族の政治文化生活での一大慶事であると考え、熱烈に祝った」⁽⁶⁾

説明の前半にある放送自体の方針としては、その他の四言語でも基本的に変わりはなかったのではないかと考えられる。また放送開始当初、少数民族語放送に携わる人員はわずか六人であったが、一九六〇年の末には六十八人に増え、組織も一セクションであったのが、六つのセクションからなる「民族部」へと発展したとのことである。⁽⁷⁾

その後、少数民族語放送は順調な発展を続けるかに見えた。朝鮮語放送を例に取ると、一九五八年に放送回数を、それまでの一日二回から三回に増やした。また番組内容も、これまでニュースだけであったのが、そのほかに「祖国各地」、「大家庭の中の幸福な兄弟民族」などの特集番組を設けるようになり、内容的に豊富になった。中華人民共和国建国十周年にあたる一九五九年には、共和国成立十周年記念特集番組を企画し、ドキュメンタリー、訪問記、実況生放送などのさまざまな番組構成によって、建国十年間の歩みや祝賀活動の模様を伝えている。⁽⁸⁾

ところがその一方で、この時期は、一九五七年から始まった反右派闘争、あるいは五八年から六〇年にかけて行われた大躍進運動などによって、中国国内がいちじらしい経済難に直面し、国家的施策によって機構の簡素化を強力に推し進めていた時期でもあった。そして、中央人民广播电台の少数民族語放送も国内政治の波に翻弄されるのを免れることはできなかったのである。

当時、放送事業を管理していた中央广播事業局では一九六〇年三月、中央人民广播电台の少数民族語放送を機構簡素化の対象として、これを中止する旨の報告を中央

宣伝部に提出した。また中央人民廣播電台の梅益局長（当時）も、少数民族語放送の中止について反対の意を表明していた国家民族事務委員会に宛てて、放送を中止したいとする内容の書簡を送り、ウランフ（烏蘭夫）、王恩茂、朱德海といった民族地区の指導者たちにも同じ内容の書簡を送付した。結果、廣播事業局の度重なる要求に押し切られる形で、中央宣伝部は中央廣播事業局の提案に同意し、国家民族事務委員会も同意せざるを得ない状況となった。こうしてついに一九六〇年十二月五日、中央人民廣播電台の少数民族語放送は放送開始からわずか四年あまりで、そのすべてが中止されることになったのであった。

だが、このような半ば強制的な放送中止は、民族事務に携わる人々からの反発を受けることになる。六二年七月、全国民族事業会議が青島で開催され、その席上、ウランフ、サイフジン（賽福鼎）をはじめとする少数民族の指導者たちが、中央の文献をより正確に少数民族語で翻訳する問題を提起、宣伝媒体としての中央人民廣播電台少数民族語放送の必要性を強調した。また、周恩来はこの時初めて中央人民廣播電台の少数民族語放送が中止されたことを知って激憤し、「なぜ少数民族語放送を中

止するのか？ なぜ私に報告しなかったのか？ 国家がかくも大きく、地域がかくも広大な多民族国家の中央放送局に少数民族語放送がないのはどうしたことか？」と、廣播事業局を痛烈に批判した。梅益は周恩来の指摘を受け、即座に少数民族語放送の再開を表明するにいった。その結果、六四年十二月十七日、国家民族事務委員会と中央廣播事業局は連名で「少数民族語放送を再開させる問題に関する報告」を中央宣伝部に提出した。

一九六五年四月二十九日、中央宣伝部は廣播事業局の意見に原則的に同意し、少数民族語放送を再開させる問題を周恩来総理と中央書記処に提起、五月下旬には周恩来、鄧小平ら中央の指導者たちが少数民族語放送の再開に関する報告を批准し、少数民族語放送の再開を第三次五カ年計画（一九六六―七〇年）に組み入れることを表明している。

しかし、一九六六年から始まった文化大革命によりこの計画は頓挫し、少数民族語放送の再開が実現できないという状況が依然として続いた。

中央人民廣播電台の少数民族語放送が本格的に再開するのは、一九七一年以降のことである。以前行われていた五言語のうち、ウイグル語（七一年五月一日）、蒙古語

(七二年五月一日)、朝鮮語(七一年八月一日)、チベット語(七三年一月一日)の四種が順次復活し、それまでのチワン語に代わってカザフ語(七一年五月一日、本放送開始)が新たに加えられた。放送は一日二回、一回五十分で行われ、ニュースや文芸番組など多彩な番組構成であったが、一九八三年の末頃に一日四回、一回二十五分になり、ニュース主体の番組構成に変更された。これは中央人民广播电台民族部で改革が行われ、放送においてはニュースを主体にすることが決まったからであると考えられる^①。その後永らくこの番組構成が続いていたが、九八年七月一日の新局舎の完成とほぼ時を同じくして、番組枠を各言語とも一日二回、一回五十五分に改め、今日ではニュース主体の番組から音楽、文芸、スポーツなど多種多彩な番組が放送されるようになっていた。また、内蒙古、新疆、チベット、延辺の各人民广播电台などといった地方局でも、一日に数回、中央人民广播电台の少数民族語番組を中継しており、地元の放送局を通じて中央からの「声」に耳を傾けることができるようになる。

注 (1)

一九八〇年十二月二十三日に中央廣播事業局が『人民廣播誕生紀念日を一九四〇年十二月三十日と改めることについての通知』を発するまでは、一九四五年九月五日が放送開始日とされていた(西田邦浩「中華人民共和国各放送局略史(2)」、アジア放送研究会ホームページ <http://www.246.ne.jp/~abi/china2.htm>)。

(2)

田畑光永「ラジオ放送」『岩波現代中国事典』(岩波書店、一九九九年)千二百五十四頁。

(3)

なお、一九四〇年の開局当時、原清子という日本人が週一回の日本軍向け日本語番組を担当していたそうである(西田邦浩「中華人民共和国各放送局略史(2)」、アジア放送研究会ホームページ <http://www.246.ne.jp/~abi/china2.htm>)。

(4)

地方局における少数民族語放送としては、一九四八年十一月一日に創設された延吉廣播电台が最初のものである(崔相哲「中国における朝鮮語放送」『中国朝鮮族歴史足跡叢書7 風浪』『中国朝鮮族歴史足跡』叢書編集委員会編、民族出版社、一九九三年)六百九十三頁(『朝鮮文』)。

(5)

『中央人民政府新聞總署召集全國新聞工作會議』『人民日報』一九五〇年四月二十三日。

(6)

金揚濤、朴千均、金亨直「電波に乗って四十年―中央人民广播电台朝鮮語放送が歩んできた道」『電波に乗って四十年』(中央人民广播电台朝鮮語部編著、民

族出版社、一九九八年）九頁（朝鮮文）。

- ⑦ 中央人民广播电台民族部編集の少数民族語放送紹介パンフレット『民族之声——中央人民广播电台民族广播三十五周年紀念』（一九九八年三月二十一日、筆者が中央人民广播电台民族部を訪問した際の配布資料）、八頁。

- ⑧ 同（6）、九～十頁。

- ⑨ 同（6）、十～十一頁。

- ⑩ 『当代中国的广播电视（上）』（『当代中国』叢書編集部編著、中国社会科学出版社、一九八七年）二百八十一頁。

- ⑪ 同（10）、二百八十一頁。

民族政策との関連

中国のマスメディア全般を形容するのに、「人民の喉舌（「代弁者」という表現がよく使われる。場合によっては、「（中国共産）党」をつけて「党と人民の喉舌」などと言われることもある。マスメディアをこのように形容する中国側当局者の論理に従えば、「中国共産党は中国人民の忠実な代表であり、党の考え方はすなわち人民の意志である。だから、マスメディアが党の指導に従うのは至極当然のこと」であるという結論になる。^①

その「人民の喉舌」の中でも、ラジオ放送の分野で最上級の地位にあるのが「中央人民广播电台」なのである。こうした位置づけから察するに、前節で紹介したような歴史を持つ中央人民广播电台の少数民族語放送は、地方局の少数民族語放送以上に、中央の少数民族政策が如実に反映される音声メディアであるという性格を有している。

一九八〇年代前半までの中国のラジオ・テレビ界の歩みを総合的に回顧した書物として、一九八七年三月に中国社会科学出版社から発行された『当代中国的广播电视』を繙くと、中央人民广播电台の少数民族語放送の基本的任務として、「少数民族の言語を用い、対象となる地区に向けて国内外の重要なニュースを報じ、国家の各種方針、政策、法令を宣伝するとともにその解説を行い、国の社会主義建設事業の発展と成果を紹介し、各民族の政治・経済・文化生活を紹介し、各種の経済情報を報じ、民族団結を増強し、辺境地区の『四つの近代化』建設を促進させることである」との定義づけがなされている。^②当局者の論理に従えば、さしずめ「少数民族の喉舌」あるいは「党と少数民族の喉舌」ということになるうか。

そこで本節では、この中央人民广播电台の少数民族語

放送と民族政策との関連について、いくつかの側面から検討を試みたいと思う。

まず、少数民族の言語政策との関連から見てもこう。今日の中国では、先に述べた通り、『中華人民共和国憲法』や『中華人民共和國民族区域自治法』などといった法制度の面において、少数民族語を使用したりあるいは発展させる権利が定められており、これを受けて、自治区、自治州などといった民族自治地方を中心に少数民族語による教育が行われ、また少数民族語の新聞や雑誌も発行されている。このような状況は放送の分野についても同様であって、各少数民族地区においては全国の共通語である標準中国語（普通話）とともに、その地域の主要な少数民族の言語によるラジオ・テレビ放送が行われている。

中国に存在するラジオ放送局（FM局は除く）のリストを日本でもっとも多く収録している『近隣諸国放送要覧 一九九八年版』によれば、現在中国内において行われている少数民族語放送には、判明しているだけでも中央人民广播电台で使用されている五言語（蒙古、チベット、ウイグル、カザフ、朝鮮）以外にチワン語やキルギス語など計十七言語の放送がリストアップされ、雲南や青

海、黒龍江など、ほとんどの少数民族居住地区において少数民族語による放送が行われていることがうかがえる。まさに『中華人民共和國民族区域自治法』の第三十八条にある「民族自治地方の自治機関は、自主的に民族様式または民族的特徴を有する文学、芸術、報道、出版、放送、映画、テレビなどの民族文化事業を発展させる」という内容を実践しているといえよう。

ところが実際には、本稿で検討しているように、中央人民广播电台が北京において少数民族語放送を行っているわけであるし、少数民族語による出版物の発行を中心とした国営の「民族出版社」も中央人民广播电台と同様、北京に存在するなど、少数民族に対する言語政策の遂行ならびに実践は民族自治地方以外でも行われているかのように見える。いうまでもなく、こうした北京のマスメディアは、少数民族言語政策の実践というよりはむしろ、少数民族政策全般についての普及を各少数民族自治地方に行うという「道具」あるいは「手段」としての色彩が地方以上に強く、やはり「少数民族の喉舌」という性格は拭いえない。事実、筆者が一九九八年三月に中央人民广播电台民族部を訪問した際に配られた少数民族語放送紹介パンフレットによれば、一九七八年十二月の中国共

産党第十一期三中全会以後だけでも、「民族政策ラジオ講話」、「新憲法講話」、「党の新時期路線講話」、「民族区域自治法講話」などの番組が相次いで放送され、積極的に文革期の民族工作における混乱を是正し、中国共産党の民族政策を再教育した——とあり、この放送が党の公式見解を伝える音声メディアであることを如実に物語っているのである。⁴⁾

とはいっても、中央人民広播電台の少数民族語放送はそれ自体、わずか五言語という限られた言語ではあるにせよ、現に少数民族語を使用しているというもっとも根本的な点から見ても、民族出版社で発行される少数民族語による出版物などとともに、やはり中国の少数民族に対する言語政策を實踐し、民族言語の発展に部分的であるにせよ寄与していると言えるのではないか。

同様に、中央人民広播電台の少数民族語放送は、それぞれの言語で各民族の文芸番組や啓蒙番組を放送し、少数民族の文化・芸術の繁栄を促進させると同時に、漢語を解さない辺境の各民族に啓蒙活動を行う伝達手段としての役割を有しているということも、これまた事実である。文芸番組については、一九七一年に少数民族放送が再開されて以後に限っても、中央人民広播電台民族部は

百人余りの人間を辺境の農村や牧畜地域に派遣、千五百以上の歌曲を採集して、三十数種の少数民族の文化・芸術作品や作家などを放送で紹介したという。⁵⁾ 同局では、さきに述べた「基本的任務」を遂行すべく、これまでではどちらかというところとニュース主体の番組構成をとる傾向にあった。このスタンスは今日もなお、本質的には変わっていないが、スタッフの意向としては、できる限りその民族の文芸番組を増やしたいとかねてから考えていたようであった。⁶⁾ 筆者が数年来、同局の各言語放送を聴取した経験から言えば、一回二十五分の放送時間枠の頃には、メインのニュース番組で伝えるべき項目が多くなると、残った数分で音楽を一曲かけて放送終了というパターンが多かったのだが、はからずも九八年七月一日に新局舎が竣工したと同時に番組枠が拡大され、固定した文芸番組の枠を確保することが可能となった。このような文芸番組においては、各地方局の協力を得て、現代的にアレンジされたものではなく非常に「土臭い」旋律の少数民族音楽などを耳にすることができる。また、放送開始時こそ中国の国歌である「義勇軍行進曲」が一律に流れるものの、放送終了時には伝統的な民族音楽が流されているものもある。例えば、チベット語放送の終了時にはチ

ベット民謡の「春の舞」という曲が、またウイグル語放送ではウイグル族の伝統的な民族音楽「十二ムカム」が選ばれるなど、各民族の伝統文化を多少なりとも意識した番組構成は、同局の漢語放送には見られない特徴である（朝鮮語放送でも一九九年八月頃まで、一九三〇年代の朝鮮の歌曲「春の歌」が終了音楽であったが、今は使用されていない模様）。これらの民族音楽を聞くと、中国が多民族国家であることを改めて実感できる。

また啓蒙番組においては、中国の「総面積のほぼ五十
ないし六十パーセントを占めている」^⑦辺境少数民族地区の近代化建設を促すのに一役買っている。『当代中国的廣播電視』によれば、一九八〇年以降だけでも「『林業生産基礎知識講話』、『草原建設基礎知識講話』、『衛生と健康』などの番組が放送された」とあり、この点について「中央人民廣播電台の少数民族語放送では、民族地区の特性に合わせた番組内容を編集するようころがけている。たとえば、蒙古、カザフ、チベットの各語番組では牧畜業生産に関する報道に重点を置き、またウイグル語番組では農業生産に関する報道に重点を、朝鮮語番組においては林業生産に関する報道に留意している」と述べている。^⑧

注

(1) 大崎雄二「情報は封鎖された」『かくして革命は国境を越えた』（NHK取材班著、日本放送出版協会、一九九〇年）二十九頁。

(2) 『当代中国的廣播電視（上）』（『当代中国』叢書編集部編著、中国社会科学出版社、一九八七年）二百七十九頁。

(3) 『近隣諸国放送要覧 一九九八年版』（アジア放送研究会、一九九八年）五十八〜七十二頁。

(4) 中央人民廣播電台民族部編集の少数民族語放送紹介パンフレット『民族之声——中央人民廣播電台民族廣播三十五周年紀念』、八〜九頁。

(5) 同（4）、八〜九頁。

(6) 一九九八年三月三十日、中央人民廣播電台民族部でのヒアリング。

(7) 毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について（一九五七年二月二十七日）」『毛沢東選集（日本語版）第五卷』（外文出版社、一九七七年）五百九十七頁。

(8) 同（2）、二百八十二〜二百八十三頁。

民族問題との関連

冷戦終結による社会主義陣営の相次ぐ崩壊に伴い、世界的規模での民族紛争の表出が取り沙汰され、中国にお

ける少数民族問題にも関心が集まっている。しかし中国の指導者たちは、少数民族問題を建国以前から、国防・経済等あらゆる面で重視していたことは事実として指摘しておかなくてはならない。先にも述べたように、抗日戦争、国共内戦を経て、中国大陆における政治権力を獲得した中国共産党にとって、中央政府の政策を辺境の各少数民族に徹底して宣伝することは、清朝時代の中国最大の領土を「回復」する上で、非常に重要な課題であった。中央人民広播電台の少数民族語放送もこうした課題を解決すべく、設けられたものであったということができよう。

以上のような文脈から中央人民広播電台の少数民族語放送、とりわけ放送に使用されている言語の種類を見てゆくと、中国における少数民族問題に対する当局の姿勢を垣間見ることができる。

繰り返しになるが、中央人民広播電台では一九五〇年代にチベット語、蒙古語、朝鮮語、ウイグル語、チワン語の放送が始められ、六〇年に一旦すべての放送が中止されたのち、七一年以降に順次復活を遂げた。ところが、いざ復活してみると、それまで行われていたチワン語に代えて、カザフ語が加わっている。いうまでもなく、チ

ワン語を使用するチワン族は中国の少数民族の中でもっとも人口が多く、一九九〇年の人口センサスにおいても千五百五十万人を超えている。にもかかわらず、今日では中央人民広播電台の少数民族語放送のリストから消えてしまっているのである。ちなみに、新たに開始されたカザフ語の使い手であるカザフ族は同センサスにおいてもわずか百十一万人にすぎない。

中国の少数民族の中で人口がもっとも多いチワン族の言語が廃止になった理由は定かではないが、筆者が一九九八年三月に中央人民広播電台を訪問した際に受けた局側の説明によると、その理由の第一として、「チワン族には建国後に作られたラテン式の文字があるものの、独自の文字を持つておらず、日常的にも漢語を使用する傾向にあり、中央人民広播電台があえてチワン語で放送を行う必要がない」、第二の理由として「チワン族などが居住する中国の南方地域では、民族政策が比較的円滑に進められているため」が挙げられていた。かねてからチワン語放送廃止について関心を抱いてきた筆者にしてみれば、この説明は決して満足のいくものとはいえないかったが、この説明の「第二の理由」は、むしろ以下のような考え方も可能であるというヒントにはなった。すなわ

ち、チワン族は宗教的にも文化的にもいわゆる「少数民族問題」という視点からみるとさほど中国当局を揺さぶる存在になっておらず、中央からの指示を徹底させるほど警戒の対象とはなっていないからではないか、ということである。現にチワン族は、松本ますみ氏の指摘するように、満、回、彝、苗などの民族とともに一貫して分離傾向になく、自らを「中華民族」の一員であるという、分離主義傾向の強い民族には受け入れがたい觀念にためらいを感じていない。それゆえ、七一年の放送復活時には「必要なし」と判断されたのではないだろうか。

その文脈から判断すると、現在放送を行っているチベット、蒙古、朝鮮、ウイグル、カザフの各言語の使い手は逆に、「宗教的にも文化的にも『少数民族問題』という視点からみると中国当局を揺さぶる存在になっている」という解釈も可能となる。

中国における少数民族問題を振り返ってみると、一九五〇年に人民解放軍がチベットに進駐し、その九年後にはダライラマがインドへ亡命。その後もラサでは暴動が頻発している。また新疆ではウイグル族による東トルキスタン復興運動が途絶えることなく続いているほか、六十年代初めにはカザフ族がソ連領に大量逃亡する「イリ

事件」が発生し、中ソ関係悪化の一因となった（これがおそらく、中央人民広播電台でチワン語に代わりカザフ語が加えられた最大の要因であろう）。なお、東トルキスタン復興運動は九〇年四月や九七年二月にも大規模な暴動として表面化している。内蒙古は前二者と比較するとさほどのラジカルさはないにせよ、外蒙古やブリヤートとの「三蒙統一」への動きがないわけではない。^③「朝鮮族は民族問題と無縁」といわれるが、延辺では近年、韓国からのものと思われるキリスト教の布教活動が活発化し、それらが「社会安定に影響する潜在要因となっている」とのこと、宗教問題と民族問題との関連から当局が警戒心を高めている。^④また中韓国交樹立後、韓国への密航者が急増し、これも当局の警戒の対象となっているのである。しかも、これらの民族はいずれも、国境外に同一民族が分布する、いわゆる「跨界民族」であるという点でも共通している。九四年に民族出版社から発行された『中国跨界民族』という書物によると、蒙古、朝鮮、ウイグル、カザフの各民族は中国国内、国外にそれぞれ、蒙古・四百八十万、百九十万、朝鮮・百九十二万、四千二百万、ウイグル・七百二十一万、二十六万、カザフ・百一十一万、六百六十万の分布がみられる。ただこの書物は

チベット族について、国内の人口四百六十万は収録している⁽⁵⁾、国外の主たる居住地であるインド・ドラムサラのチベット亡命政府の人口については明らかにしていない⁽⁶⁾。一説によると、チベット亡命政府におけるチベット難民の人口は十数万人といわれている⁽⁶⁾。

こうした跨界民族は、国境を跨いで向かい合う片方が民族統合などの動きをとると、もう片方に連動しやすいという特徴を有する。実際に、ソ連崩壊と前後して、ウズベキスタンやカザフスタンなど中央アジア諸国が独立への動きを見せた際、新疆ウイグル自治区へもその波が押し寄せたのは記憶に新しい。もちろん中国における跨界民族はこれ以外にも多数あるが、とりわけ中国の政治に影響を及ぼしやすい民族が、以上の五民族であると、当局は認識しているとみて間違いない。かといって、こうした諸民族が反体制のスタンスをとる行動を起こしたところで、マスメディアではそのような報道はほとんどなされない。少数民族語放送は民族政策の宣伝・啓蒙、民族文化の保護を大々的に謳っても、「党の喉舌」であることが第一義の存在理由だからだ。

以上の諸問題を総括すれば、中央人民廣播電台における少数民族語放送の任務および必要性はおのずと明らか

になってくるものと推察される。むしろ民族紛争が頻発し、「跨界民族」や人権問題などといったファクターから、国際的に広がりやすいという危険性をはらんでいる中国の少数民族問題を「芽のうちに摘み取る」ことが急務とされている今日こそ、放送の存在は当局にとって欠くべからざるものであるといえるのではないだろうか。

注

- (1) 一九九八年三月三十日、中央人民廣播電台民族部でのヒアリング。
- (2) 松本ますみ『中国民族政策の研究』（多賀出版、一九九九年）二十九頁。
- (3) 楊荊楚「一九九三—一九九四年民族地区形成与民族關係狀況」『一九九三—一九九四中国·社会形勢分析与預測』（江流・陸学芸・单天倫主編、中国社会科学出版社、一九九四年）百九十九頁。
- (4) 「吉林省边疆民族地区穩定和發展的主要問題与对策」『吉林省边疆民族地区穩定和發展的主要問題与对策』（孫運来・沙允中編、中央民族大学出版社、一九九四年）十二頁。
- (5) 金春子、王建民編著『中国跨界民族』（民族出版社、一九九四年）三十、六十四—六十五、七十九、百四十六—百四十七頁。
- (6) 平野聡「チベット亡命政府」『岩波現代中国事典』（岩

波書店、一九九九年）七百七十七頁。

おわりに

本稿では、中央人民廣播電台の少数民族語放送を媒介として、中国における少数民族政策・少数民族問題と放送との関連性についての考察を試みてきた。その成立の経緯から、中央人民廣播電台の少数民族語放送は、建国直後の中央政府の政策を少数民族居住地区に宣伝・普及させる目的でスタートしたが、経済難や文化大革命など国内政治の影響を受け、一度は姿を消した。しかし、再開されるにいたって、「党と人民の喉舌」であるのみならず、文化・芸能の発展奨励など少数民族の諸政策を実践する存在としての性格をも有するようになり、当局の民族問題に対する着眼点が反映される音声メディアとしての性格をも有するようになったことがうかがえる。

冒頭に述べたように、中国における少数民族語放送に

ついては、若干の関心を集めることはあっても詳細な分析はほとんど試みられなかった感がある。しかしこれは、社会主義国家・中国の執政党である中国共産党の「喉舌」——マスメディアという性格から、質・量ともに資料に制約が多く、詳細な分析に困難が伴うという点を考慮すると、ある程度はやむをえないだろう。筆者自身もこうした状況を踏まえつつ、自ら中央人民廣播電台に足を運んでヒアリング調査を行ったり、可能な限り資料を収集してはみたものの、おのずから限界があるといわざるをえない。今後の課題としては、漢語はもとより、各民族語による少数民族語放送関連文献の収集と分析が挙げられよう。また、例えば聴取者が放送をどのようなタンスで聞いているのかといった点、あるいは朝鮮族やチベット族に多くみられる政治的「離散家族」を結ぶ役割を放送は果たしているのか、などといった点に注目したい。さらに、中央のみならず、地方局の少数民族語放送の実状を明らかにすることも今後の課題といえよう。